

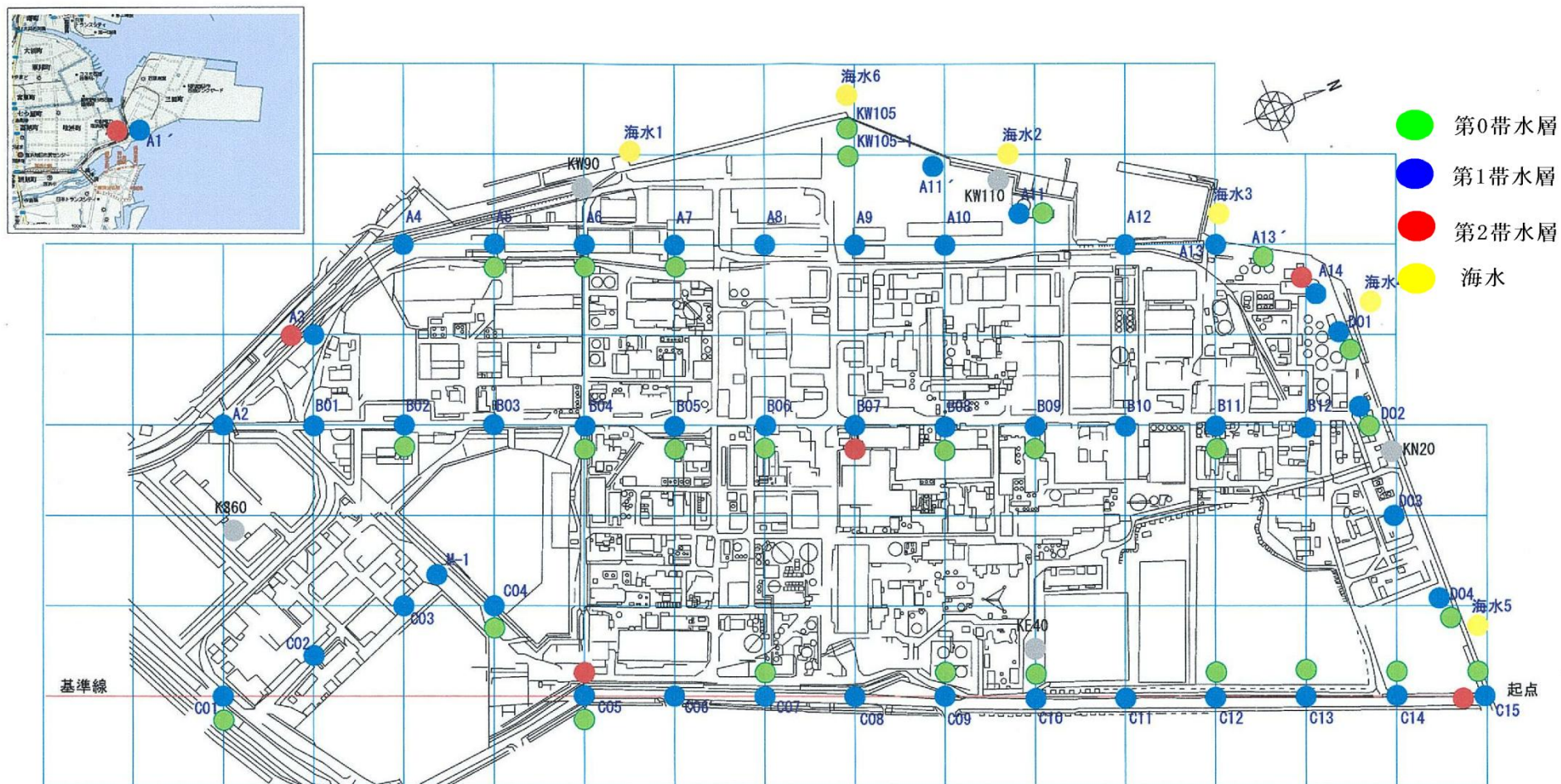
全域調査モニタリング数量について

全域モニタリング実施要領

測定期間: 2008年12月～2012年12月(現在も測定継続中)

測定観測井数: 87本(海水6地点)

測定回数: 20回



第1種特定有害物質(2年間)

	基準値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	基準値を超過した 観測井の本数	基準値×0.8以上の 観測井の本数
ジクロロメタン	0.02	0.079	1	1
四塩化炭素	0.002	ND	0	0
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.99	12	13
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.0009	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.11	1	1
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0008	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ND	0	0
トリクロロエチレン	0.03	0.51	2	3
テトラクロロエチレン	0.01	0.0073	0	0
1,3-ジクロロプロペン	0.002	ND	0	0
ベンゼン	0.01	0.035	3	5

ND: 値が検出されていない。

第2種特定有害物質(2年間)

	基準値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	基準値を超過した 観測井の本数	基準値×0.8以上の 観測井の本数
カドミウム	0.01	0.008	0	1
シアン	不検出	不検出	0	0
鉛	0.01	0.39	6	9
六価クロム	0.05	0.11	1	1
砒素	0.01	5.8	49	50
水銀	0.0005	0.0014	1	1
アルキル水銀	不検出	不検出	0	0
セレン	0.01	2.8	21	26
ふっ素	0.8	42	53	59
ほう素	1	3.6	22	27

※ 第3種特定有害物質については、測定値が検出された実績なし。

全域モニタリング測定要領変更案

変更前			変更後					
			案1			案2		
頻度	測定地点	測定項目	頻度	測定地点	測定項目	頻度	測定地点	測定項目
3,6,9月	全井戸	第1,2種特定有害物質	3,6,9,12月	基準値超過の井戸	基準値超過項目	3,6,9,12月	基準値×0.8以上の井戸	基準値×0.8以上の項目
12月	全井戸	第1,2,3種特定有害物質						

※ 海水(6地点)については、これまでの通りの分析を行う。

全域モニタリング測定要領変更案

変更前			変更後					
			案1			案3		
頻度	測定地点	測定項目	頻度	測定地点	測定項目	頻度	測定地点	測定項目
3,6,9月	全井戸	第1,2種特定有害物質	3,6,9,12月	基準値超過の井戸	基準値超過項目	3,6,9,12月	基準値を超過した観測井	基準値超過項目
12月	全井戸	第1,2,3種特定有害物質					第1帯水層の全観測井	砒素 1,2-ジクロロエタン

※ 海水(6地点)については、これまでの通りの分析を行う。